



山形県公報

平成21年1月27日(火)
第2013号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....           | (健康福祉企画課) ...67   |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....           | (同) ...68         |
| 生活保護法による指定医療機関の変更の届出.....        | (同) ...同          |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....        | (同) ...同          |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....           | (同) ...同          |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定..... | (置賜総合支庁福祉課) ...69 |

### 企業局関係

#### 規 程

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程..... | 同 |
|----------------------------|---|

### 公 告

|                                                     |                   |
|-----------------------------------------------------|-------------------|
| 一般競争入札の公告.....                                      | (庄内総合支庁総務課) ...70 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....                                   | (置賜総合支庁建築課) ...71 |
| 同.....                                              | (庄内総合支庁建築課) ...74 |
| 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する<br>公告..... | (出納局) ...77       |
| 一般競争入札の公告.....                                      | (公安委員会) ...78     |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第83号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|---------------------|-----------|
| 杏 仁 薬 局 南 陽 店     | 南陽市島貫字下堂ノ前615番地7    | 平成20.11.1 |

## 山形県告示第84号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定します。

平成21年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の氏名 | 開設者  | 指定施術機関の住所     | 指定年月日     |
|-----------|------|---------------|-----------|
| 桜木接骨院     | 遠藤公也 | 米沢市城南二丁目2番37号 | 平成20.10.1 |
| 長寿館療院     | 志賀大作 | 同 万世町梓山395番地  | 同 11.18   |

## 山形県告示第85号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

## (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

米沢市平日夜間・休日診療所  
米沢市西大通一丁目5番60号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称  |               | 変更年月日     |
|------------|---------------|-----------|
| 変更前        | 変更後           |           |
| 米沢市休日急病診療所 | 米沢市平日夜間・休日診療所 | 平成20.11.1 |

## 山形県告示第86号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日      |
|-----------|------------------|------------|
| 杏仁薬局南陽店   | 南陽市島貫字下堂ノ前615番地7 | 平成20.10.31 |

## 山形県告示第87号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称   | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日     |
|-------------|--------------------------------|------------------|-----------|
| 多機能明日葉      | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 酒田市駅東二丁目3番地の6    | 平成20.11.1 |
| デイサービス明日葉   | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 同                | 同         |
| あかねヶ丘ケアセンター | 認知症対応型共同生活介護                   | 山形市あかねヶ丘三丁目15番8号 | 同 11.13   |

山形県告示第88号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日      |
|---------------------------------|------------------------------|-------------|-----|------------|
| 特定非営利活動法人声明会<br>米沢市城西一丁目6番36-3号 | フラワーコート米沢<br>米沢市城西一丁目6番36-3号 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 平成21. 1.16 |

**企業局関係**

規 程

山形県企業管理規程第1号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 1月27日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2 収益の項の表中

|  |  |  |                   |       |
|--|--|--|-------------------|-------|
|  |  |  | （何）会計補助金          | を     |
|  |  |  | （何）会計補助金<br>国庫補助金 | に改める。 |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年1月27日

山形県庄内総合支庁長 齋 藤 亮 一

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁本庁舎1階12号会議室
- (2) 日 時 平成21年3月26日（木） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、日本国内において適用される法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係  
電話番号0235-66-5421
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等  
山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書

を平成21年3月11日（水）午後5時15分まで山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係に提出すること。

- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured: Cleaning of building of Yamagata Prefectural SHONAI AREA GENERAL BRANCH ADMINISTRATION OFFICE
- (2) Time-limit for tender: 10:00 AM, March 26, 2009
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs and Planning Department, Yamagata Prefectural SHONAI AREA GENERAL BRANCH ADMINISTRATION OFFICE, 19-1 Aza Sodehigashi, Oaza Yokoyama, Mikawa-machi, Higashitagawa-gun, Yamagata-Ken 997-1392 Japan TEL0235-66-5421

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金     | 摘要           |                                        |
|--------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------------|----------------------------------------|
|              |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        |              | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営中田第一アパート5号 | 米沢市中田町658-3        | 2DK  | 62.1                          | 1    | 一般用 | 21,200                  | 25,800                                 | 30,500                                 | 35,200                                 | 40,600                                 | 46,700 | 3月分の家賃に相当する額 | 单身可                                    |
| 同 太田町アパート4号  | 同 太田町五丁目1-10       | 3DK  | 74.0                          | 1    | 同   | 23,900                  | 29,000                                 | 34,300                                 | 39,600                                 | 45,700                                 | 52,500 |              |                                        |
| 同 春日アパート1号   | 同 春日五丁目2-43        | 同    | 63.9                          | 1    | 同   | 17,400                  | 21,100                                 | 24,900                                 | 28,800                                 | 33,200                                 | 38,100 |              |                                        |
| 同 関口アパート2号   | 南陽市宮内352-3         | 同    | 68.6                          | 1    | 同   | 23,400                  | 28,400                                 | 33,600                                 | 38,800                                 | 44,800                                 | 51,400 |              |                                        |
| 同 桜木アパート1号   | 同 三間通1229-2        | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 16,000                  | 19,400                                 | 23,000                                 | 26,500                                 | 30,700                                 | 35,200 |              |                                        |
| 同 糠野第二アパート   | 東置賜郡高畠町福沢南21-2     | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 17,700                  | 21,500                                 | 25,500                                 | 29,400                                 | 34,000                                 | 39,000 |              |                                        |
| 同 館之北アパート    | 東置賜郡川西町大字中小松3017-1 | 同    | 70.7                          | 1    | 同   | 20,100                  | 24,400                                 | 28,800                                 | 33,300                                 | 38,500                                 | 44,200 |              |                                        |
| 同 小出アパート2号   | 長井市台町3-2           | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 14,600                  | 17,800                                 | 21,000                                 | 24,300                                 | 28,000                                 | 32,200 |              |                                        |
| 同 成田アパート     | 同 成田3102-3         | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 14,900                  | 18,100                                 | 21,400                                 | 24,700                                 | 28,500                                 | 32,700 |              |                                        |
| 同 小国アパート1号   | 西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-9  | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 13,000                  | 15,700                                 | 18,600                                 | 21,500                                 | 24,800                                 | 28,500 |              |                                        |
| 同 白鷹アパート     | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1482-1 | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 13,000                  | 15,700                                 | 18,600                                 | 21,500                                 | 24,800                                 | 28,500 |              |                                        |
| 同 あらとアパート1号  | 同 725-1            | 同    | 74.4                          | 1    | 同   | 23,800                  | 28,900                                 | 34,100                                 | 39,400                                 | 45,500                                 | 52,200 |              |                                        |
| 同 飯豊アパート     | 西置賜郡飯豊町大字紋生3893-3  | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 15,100                  | 18,300                                 | 21,600                                 | 25,000                                 | 28,800                                 | 33,100 |              |                                        |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年2月2日から同月6日まで(受付時間午前10時から午後5時)(ただし、郵送の場合は、平成21年2月6日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成21年3月中旬から下旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘



1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地           | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金      | 摘要      |                                    |
|------------|---------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---------|---------|------------------------------------|
|            |               | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |         |         | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営茅原アパート1号 | 鶴岡市茅原字草見鶴16-1 | 3DK  | 63.5                          | 1    | 一般用 | 17,200円                 | 20,800円                            | 24,600円                            | 28,400円                            | 32,800円 | 37,700円 | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同末広アパート1号C | 同末広町23-63     | 同    | 69.3                          | 1    | 同   | 23,000円                 | 27,900円                            | 32,900円                            | 38,000円                            | 43,900円 | 50,400円 |                                    |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年2月5日から同月12日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間午前10時から午後5時まで)(ただし、郵送の場合は、平成21年2月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成21年3月27日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成21年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成23年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成21年 1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 調達する物品等及び特定役務の種類

### (1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、古物・不用品買受類、その他

### (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書及び登記されていないことの証明書

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書（県内に事業所を有する法人にあっては法人県民税及び法人事業税並びに法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有する個人にあっては個人事業税並びに申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない個人にあっては申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書）

ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）

ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）

ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）

ト 取扱いメーカー一覧表

チ 代理店・特約店証明書

リ 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

ヌ 契約履行実績一覧表

ル 営業許可・認可証等の写し

ロ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

## ワ 社会保険・労働保険加入状況一覧表

## (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

## 5 資格審査及び結果の通知

(1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

## 6 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成23年3月31日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第5項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察職員アパート等建物表題登記申請業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年1月27日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 101会議室（1階）

(2) 日時 平成21年2月16日（月）午前11時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県警察職員アパート等建物表題登記申請業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び委託仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成21年3月30日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な登録等を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部会計課 電話番号023(626)0110

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年2月5日（木）午

後 4 時までには山形県警察本部警務部会計課に提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤                | 正                 |
|------------|------------|------|-------|------------------|-------------------|
| 平成20.11.25 | 第1997号     | 1490 | 下から13 | 第15条の3第2項第4号イ又は口 | 第15条の3第2項第4号イ又は口に |

平成21年1月27日印刷  
平成21年1月27日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056